

立川市のコンプライアンスの取組について

1 これまでの取組

(1) 制度面の整備

①職員倫理条例（担当課：人事課）

職務執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するとともに、職員の職務に係る倫理を保持するため制定。

- ・職員倫理審査会の設置
- ・贈与等報告書、倫理審査案件報告書の作成 等

②内部通報制度（担当課：総務課）

組織の自浄作用を働かせて不正行為の未然防止と早期発見を促し、市民の信頼を高めるために、市の事務事業に関して法令違反行為や、そのおそれがある場合に、職員等（職員や委託業者等）が通報できる制度。

③危機情報連絡（担当課：生活安全課）

危機を未然に防止又は被害を最小限に食い止めるため、危機の事象が発生した場合に、所管する所属長が危機管理対策室（生活安全課）へ第一報したうえで、危機事態の状況をまとめた「危機情報連絡表」を提出する制度。所管部課で対応策の決定又は対応が困難な場合は、危機管理対策会議を開催するなどして、全庁的な対応を図る。

④業務基準書（担当課：人材育成推進担当課）

「業務の見える化」により、「現時点での最も効果的かつ効率的と考えられる仕事のやり方・考え方の基準」を示すもの。業務の効率化や事務ミスの防止、スムーズな引継ぎなど、通常業務を「楽に」、「ミスなく」、「誰もが」できるようになる状態を目指すためのツール。全ての部署の業務で作成し、令和2年度から活用を開始。

(2) 庁内体制

①コンプライアンス推進委員会

副市長が委員長及び副委員長、部長職全員が委員として構成されており、コンプライアンスの保持及び促進に関すること等を処理。

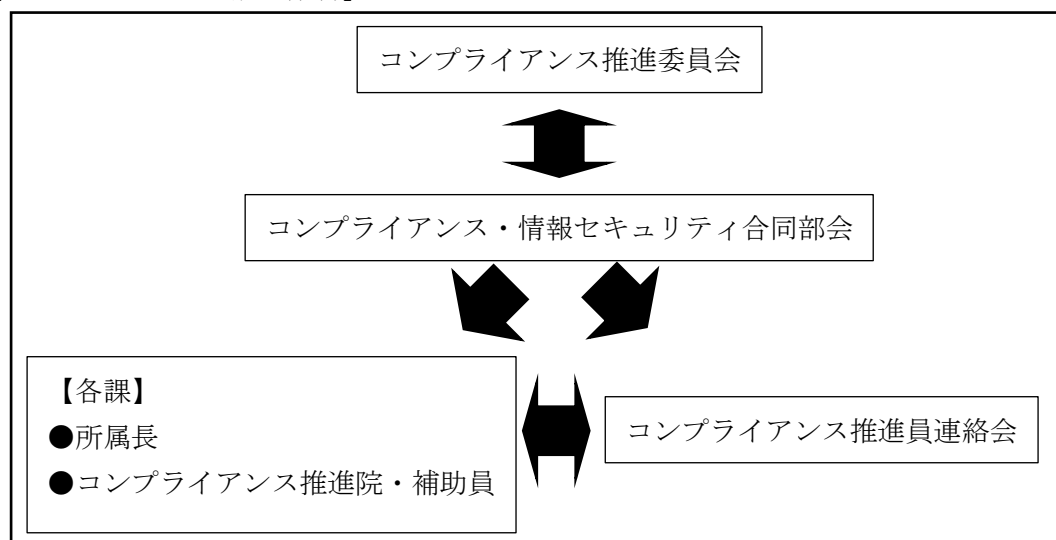
②コンプライアンス・情報セキュリティ合同部会

行政管理部長が部会長、情報推進課長、人材育成推進担当課長が副部会長、課長級の職員を委員として構成されており、危機管理案件についての予防対策などのリスク管理に関すること、コンプライアンスに関する実施計画に関すること等を処理。

③コンプライアンス推進員

コンプライアンス統括部門（人材育成推進担当課、コンプライアンス推進委員会等）が、現場のコンプライアンス課題を確実に把握し、その対策を迅速かつ確実に現場に徹底させるため、各所属の係長職1名を任命。出先には補助員を配置。

【コンプライアンス推進体制】



(3) 計画

①コンプライアンス実施計画（担当課：人材育成推進担当課）

「職員意識の向上」、「組織風土の醸成」、「しくみの継続・強化」を基本方針として、体系的な取組を計画（計画年度：令和2～6年度）。

【施策体系】

基本方針	施策	取組事項数
職員意識の向上	法令・規範等の理解	理解を深めるための自席学習等の実施
		昇任機会を捉えた研修の実施
		職員行動規範の周知
	既存ルールの変定と運用	「コンプライアンスFAQ」の更新と周知
		「情報セキュリティポリシー・実施手順書」の浸透・徹底・遵守
		「立川市公金等取扱指針」の浸透・徹底・遵守
	実践の評価・改善	「コンプライアンスアンケート」の定期実施
		業務基準書の内容確認・更新
組織風土の醸成	情報の共有	朝礼・終礼等の積極活用
		「危機情報連絡表周知シート」の活用
		「コンプライアンス推進員・補助員」の積極活用
	職場全体で取り組む改善	ダブルチェックの継続・強化
		業務改善との連携
		「コンプライアンス・業務点検月間」の活用
	所属長の姿勢強化	組織目標の設定及びその浸透
		個人目標の設定
しくみの継続・強化	リスクマネジメントの連携	各統括部門との連携体制の構築
	チェック体制の強化	内部監査の実施
		計画の取組状況の公表
		業務基準書の活用
	相談窓口の継続	相談部署の明確化
		内部通報制度の活用

(4) 職員への啓発

①コンプライアンス・業務点検月間（担当課：人材育成推進担当課）

平成15年に発覚した不正入札事件の風化を防ぐとともに不祥事の発生をなくすために、全職員が市民全体の奉仕者であることを再認識し、職員一人ひとりが法令・倫理遵守の観点から自らの業務や行動を点検し見直すため毎年11月に実施。

【実施事項】

- ・市長からの訓示
- ・職員への周知
- ・市民等へのPR
- ・研修の実施
- ・コンプライアンス向上に係る取組事項の実施

②通知等の発出（担当課：人事課、人材育成推進担当課）

コンプライアンスに係る危機事案が発生した場合等に、事案の全庁周知を行うとともに再発防止を図るため、コンプライアンス推進委員会委員長名での通知等を発出。

③コンプライアンス実態調査アンケート（担当課：人材育成推進担当課）

職員のコンプライアンス意識の水準等を定期的に把握し、今後のコンプライアンス施策に生かすため隔年で実施

【質問項目】

- ・不正入札事件について
- ・職員倫理条例について
- ・業務手順（広義のコンプライアンス）について
- ・コンプライアンスの取組
- ・コンプライアンスの取組への提言・意見

2 コンプライアンスの現状分析（平成 23 年度・第三者機関による評価）

（1）現状分析（組織マネジメント成熟度レベル）

レベル	区分名	概要
5	創造的	取り組みと業務が一体化し常に創造的な改善が図られている。
4	積極的	取り組みが PDCA サイクルに基づき継続的に改善されている。
3	体系的	取り組みが明確な目標・計画に基づき一通り実施されている。
2	受動的	取り組みが受動的に実施されており十分な結果を伴っていない。
1	放縱的	取り組みが殆ど実施されていない。

（2）課題

- ①入札事件対策に偏重したコンプライアンス意識
- ②課長依存のコンプライアンス管理
- ③コンプライアンス改善への不十分な組織的支援

（3）改善施策方針

- ①現場業務の実態把握の徹底とルールの納得感向上
- ②職員一人一人に届く組織的啓発支援体制の構築
- ③コンプライアンスマネジメントの統括機能の明確化（中長期的施策）